

長久手市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（案）についての
パブリックコメント実施結果

令和5年5月

長久手市

1 実施状況

- (1) 募集期間：令和5年4月11日（火曜日）から令和5年5月11日（木曜日）まで
- (2) 計画案の閲覧場所：市役所本庁舎2階たつせがある課窓口、市役所西庁舎1階情報コーナー、西小校区共生ステーション、市が洞小校区共生ステーション、北小校区共生ステーション、南小校区共生ステーション、まちづくりセンター、市ホームページ

2 意見の提出人数、件数

1人、1件

3 意見の内容及び市の考え方

以下の表のとおり。

意見番号	意見内容	市の考え方
1	<p>意義のある取り組みだとは思いますが、何故本市が制度を導入するのかという目的が不明瞭なので、唐突感を感じます。例えば、みんなまち条例6条2項に紐付けて記述してはどうでしょうか。</p>	<p>本要綱は、長久手市みんなで作るまち条例前文述べられている多様性を認め合うまちづくりの一環として定めています。ご意見をふまえ、要綱の第1条を以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 (趣旨) 第1条 この要綱は、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【修正後】 (趣旨) 第1条 この要綱は、長久手市みんなで作るまち条例前文の趣旨をふまえ、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別、性自認及び性的指向にかかわらず、全ての人がその個性と能力を十分に発揮することができるまちの実現を目指すため、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p>